

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣・埋蔵文化財部会（第35回）

議事録

日時 令和2年6月18日（木）13:00～15:00
場所 名古屋市公館 レセプションホール

出席者 構成員

北垣 聡一郎	石川県金沢城調査研究所名誉所長	座長
赤羽 一郎	前名古屋市文化財調査委員会委員長・ 元愛知淑徳大学非常勤講師	副座長
千田 嘉博	奈良大学教授	
西形 達明	関西大学名誉教授	
宮武 正登	佐賀大学教授	

オブザーバー

梅本技師 愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室

事務局

観光文化交流局名古屋城総合事務所
教育委員会生涯学習部文化財保護室

株式会社竹中工務店

株式会社安井建築設計事務所

報告 (1) 特別史跡名古屋城跡における遺構のき損地点等の現地調査について
(2) 本丸搦手馬出周辺石垣の修復について

議題 (1) 特別史跡名古屋城跡における遺構のき損事故再発防止対策について
(2) 名古屋城天守閣整備事業にかかる「新たな工程」の案について

配布資料 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 石垣・埋蔵文化財部会（第35回）資料

事務局	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 構成員、オブザーバー、事務局の紹介</p> <p>4 今回の会議内容について</p> <p>資料の確認をいたします。会議次第が1枚。出席者名簿が1枚。座席表が1枚。会議資料は、右肩に番号表示で1から4まで各1部ずつです。資料1については16ページまで、資料2については44ページまで、資料3については29ページまで、資料4については2ページとなります。</p> <p>それでは、報告に移ります。まずは報告(1)特別史跡名古屋城跡における遺構のき損地点等の現地調査について、事務局よりご報告いたします。</p>
	<p>5 報告</p> <p>(1) 特別史跡名古屋城跡における遺構のき損地点等の現地調査について</p>
調査研究センター	<p>今回ご報告いたしますのは、3月に起こしましたき損に伴い、現地を修復、整備していくこともふまえ、その第一歩として、まずは現地の状況を正確に把握するための調査を計画しています。この件については、それぞれ有識者の方にご意見をいただきながら、名古屋市として案をまとめていきますので、今回は現在の状況をご報告させていただくかたちにさせていただきます。資料は、資料1から16になります。今回ご報告する遺構のき損地点等の調査ですが、き損を起こした六番御蔵の東側の調査がありますが、それに先立ち、外構工事を行っていた全体について不適切な施工状況があったのではないかと、いうところがありました。その点を最初に整理しました。資料1-1にまとめてあります。①から⑤まで、き損とは別の不適切な施工として、今直しているところです。①として、現状変更許可申請に記載のない掘削を行っていた。説明資料1-2、1-3についてになります。①については、資料1-2の上に赤字で、①現状変更許可申請に記載のない掘削を行っていたもの、とあります。そちらの部分が、現状変更許可申請に記載のない状態で掘削を行っていたものがひとつめです。②として、学芸員の立ち会いなく、掘削と基礎施工を行っていたということで、①のすぐ下に紫色で囲っていますが、これが五番御蔵になります。五番御蔵については、学芸員の立ち会いがない状態で施工を行っていました。こちらについても、不適切な施工であったと認識しています。③については、現状変更許可申請に記載した範囲を超えて発掘調査を行っていたということで、資料1-2の一番下にコンクリートの柵の写った写真が2枚あります。その右肩のところに、遺構が見つかっていました。柵の設置したところ自体は調査を行っていましたが、右肩のところで見つかった、瓦を立てた遺構につい</p>

て、事前に申請した範囲を超えて発掘調査を行っていました。④の問題点として、学芸員の立ち会いなく掘削が行われていたということです。資料1-3をご覧くださいと、中央左側にグレーの網をかけたところがあります。ここを、学芸員の立ち会いがない状態で掘削を行っていました。⑤として、学芸員の立ち会いなく、現代の建造物の撤去が行われていたもので、資料1-3の右側に薄紫色で線を引いています。ここについて溝、U字溝等を学芸員の立ち会いのない状態で掘削を行いました。この5点が、き損事故に加えて、不適切な施工であったと思われるところです。

それぞれについて、資料1-4に、今考えている対応策を挙げさせていただいています。すべてをご説明できませんが、き損の可能性があると考えて、すぐに対応する必要があると考えているところをご説明いたします。①現状変更許可申請に記載のない掘削を行っていたものについては、今回ご報告する六番御蔵のき損地点に加えて、調査する必要があると考えています。②の学芸員の立ち会いなく、掘削と基礎施工が行われていた五番御蔵についても、五番御蔵の施工に伴って遺構を毀損したかどうか確認する必要があると考えています。この2点については、この後ご報告する六番御蔵の調査とあわせて、調査を計画したいと考えています。以上に加えて、資料1-5から六番御蔵の状況をご説明しています。今日は報告ということで、時間に限りもありますので、詳細な説明は割愛いたします。私どもとしては、現地の状況を、掘削等を行わない状態で調べられる限りのことを調べて、現在の状況を把握しました。今外れてしまっている石の状況も確認したところです。そういった資料に加えて、現在の時点で残っている石等の状況から確認される六番御蔵の復元される姿といったものを、今の状況で検討したものを資料に付けています。こちらについても、本日はご説明を省略させていただきます。こういった前提をふまえ、資料1-16をご覧ください。赤く色をつけたところの調査を、まずは計画しています。第1調査区と書いてあるところが、き損を起こしたところです。まずはき損を起こしたところの中を詳細に調査し、き損によって外れてしまった石が戻るかどうかを、詳細に検討していきたいと考えています。調査の実施にあたり、特に細心の注意を払い、石を戻すことができるかどうかということを調べられるチャンスは、そんなに長い時間ないと思います。1回土を掘ってしまうと、すぐ乾燥してしまいますので。そのやり方等も、先生方のご意見を伺いながら、できるだけ精緻な調査を行い、復元できるように調整していきたいと考えています。

その上の五番御蔵推定地と書いたところに、2、3、4の調査区を設定する予定です。先ほどご説明した不適切な施工の事例です。五番の御蔵の基礎の状況が把握できていない。その状態で基礎を設置してしまいましたので、基礎の設置によって、五番御蔵の基礎や江戸時代の遺構、包含層を、まずは正確に把握する必要があると考えています。トレンチですが、そこに設定し、遺構の中身を知るというよりは、江戸時代の遺構面まで、包含層の上面まで掘削行って、今回の施工によって遺構、あるいは包含層をき損したかどうかを調べることを目的に調査を設定しました。第5、6の調査区については、先ほどの①でご報告した申請のない状態で掘削をしてしまったものです。こ

	<p>こには、一番上の端のところには溝が走っています。石垣等の石積みがありますが、その石積み等を一部露出しているため、その石積みが江戸時代のもの、江戸時代の記録には石積みがあるという記録はないので、新しいものと思っていますが、ここを正確に調べる。掘削によって、遺構、包含層で損したところがないかどうかを調べるための調査を、第5、6で予定しています。今回き損をしました、き損地点および、外構工事の現場内における不適切な施工について考えている調査、調査内容をご報告させていただきました。</p>
事務局	<p>ひとつ目のご報告について、ご意見などがありましたら、お願いします。</p> <p>(意見なし)</p> <p>続いて、報告の(2)本丸搦手馬出周辺石垣の修復について、事務局からご報告します。</p>
	(2) 本丸搦手馬出周辺石垣の修復について
事務局	<p>まずは逆石安定性評価試験の結果についてです。資料2-1をご覧ください。平成30年度の取り外し時に積み直し範囲の最下部に確認された逆石が、石垣の安定性に与える影響を評価するために、要素モデル実験を実施しました。資料2-2以降の資料でご説明します。資料2-4をご覧ください。本実験は、名古屋城本丸搦手馬出石垣の修理において、根石部に、取り外し範囲の最下部に出現した逆石を、写真-1.1にお示ししています。この逆石が、石垣の安定性に与える影響を評価するために実施するもので、その結果は、石垣の積み直し設計に活用することになります。一般的な石垣の解析状況を、写真-1.2にお示ししています。通常の石垣は、築石が石垣の背面側に10～15°程度傾斜しているのに比較して、逆石は石垣面状の傾斜が小さく、場所によって前方に逆傾斜しています。このため、逆石は石垣の安定性を確保するうえで、問題があるとされています。本実験では、これを定量的に評価するとともに、対策工法として考えられるアンカーによる補強法についても検討しています。</p> <p>資料2-5では、実験を行った日程等をお示ししています。資料2-6では、実験に使用した機械、石材寸法についてお示ししています。石材については、実験用に各部分を調達し、実験を行いました。</p> <p>次に資料2-10をご覧ください。本実験では、図-3.1のような背面地圧により石が押される状況を想定しています。逆石自体は、枠工が前面に存在するため、動かない設定にしています。実験内容は図-3.2のようになります。石材を2段積みにして、上側の石材をその背後からジャッキで水平方向に押し込みます。資料2-9に、本実験で行う補強方法を載せています。上部石材と、下側の補強石材をアンカーで繋いで、上部石材に制限に載荷にする実験をしました。資料2-11に、実験当時の写真を載せています。</p> <p>資料2-12の表-3.1をご覧ください。実験のケースになります。ケース1から6までを実験しました。石材間角度でマイナスになっているものは、石材を前面に向かって下がるような勾配がついてい</p>

るものです。-5°・0°の逆石状態での評価、10°・15°は正常な状態での評価、最後のNo.6は、石材間角度は0°の逆石状態ですが、補強方法による実験の評価ということで、実験をしました。

資料2-14をご覧ください。表-4.1が実験結果です。実験では石材を水平方向に押す力が一定値を超えると、動き出すことがわかりました。表-4.1の最大荷重で、逆石状態である-5°前後の場合と、正常な状態である10°・15°の場合を比べると、最大荷重、逆石状態5kNから6kNだったのが、ケース4・ケース5の正常な状態では10kN程度と、逆石状態と比較すると2倍程度。結果から言えば、逆石になると最大荷重が半分程度になってしまうことがわかります。実験結果を、資料2-15の(1)に基づいて、内部摩擦角を算出しました。結果は表-4.2のとおりになります。ケース4を除いて36°程度となりました。ケース4では39°と、やや高い値を示しましたが、これは石材同士のかみ合わせの影響や、資料2-18の図-4.5に示すような載荷初期に石材がわずかに回転したことによる影響と考えられます。36、7°程度が、ラインの摩擦角という結果が得られました。

次に資料2-19をご覧ください。アンカー部分の効果についての資料です。図-4.6の青のラインが、アンカー補強の結果の水平変位量と荷重の結果です。黄色は逆石ケースのうち0°の場合を比較対象として見せています。青線の強化に対しては、最大で20kN程度の水平荷重より変異を始めており、水平力に対して、非常に大きな抵抗力を有していることがわかりました。20kNを超えて変位が始まると、図-4.8の②で示すような、回転モードが出てきて、最終的には曲げ変形を起こすようになると考えられます。この結果については、少なくとも20kNまでは、ほぼ移動しないので、石材の後ろ側を10~15°程度下げて積んだ場合の2倍以上の滑動抵抗が期待されると考えています。

資料2-23に、実験結果をまとめました。①として、上下石材の摩擦角度を変化させた実験から、逆石状態から通常の状態になるに従い、滑動の抵抗が大きくなることが確認できました。②として、逆石状態を再現した-5°では、通常の積み方である角度10~15°のおよそ半分程度の滑動抵抗しかないことが示されました。③として、本実験における摩擦係数は約0.76、内部摩擦角は37.2°であり、ケースによらず安定していました。これらの値は、同様な石垣の安定性を評価する際の摩擦抵抗として、活用できるものと考えられます。④として、鉄筋アンカー補強によって、20kN程度の水平荷重でも石材は変位しないことが確認され、十分な補強効果が期待されることが確認されました。また、補強による石材への影響も見られなかったことから、逆石の対策工として有効な方法であると判断しました。

資料2-24からは、逆石の対策工比較表、これは案になります。これは今後検討していく逆石対策について、並べたものです。対策として、新補石材への変更と逆石補強工法、前面に押さえ盛土をする3つの案です。こちらが新補石材です。これが実験の結果で、こちらが前面に押さえ盛土です。このような3つが考えられ、この3つを中心に調べ、検討していきたいと考えています。実際に考えられるものは、こちらの2にお示ししています。今後検討していくうえでの課題になるのかと考えています。

事務局	<p>続けて石材再利用判定について、ご報告します。石材の再利用判定ですが、資料 2 - 25 をご覧ください。石材の再利用判定フローですが、前回の部会までにも何度か先生方に見ていただいて、修正しました。再利用判定フローにのっとして、再利用判定を行いました。再利用判定についてまず、石材自体の損傷のみに注目して、分類していました。その結果が、資料の搦手 04 - 1、04 - 2 に、石材の損傷部分に色を付けた図面を載せています。この立面図は、荷重を負担する機能に問題のない軽微な損傷が、フローチャートの元位置で再利用、B1 の軽微な損傷（荷重をを負担する機能に問題なし）については、橙色で判定しています。立面図上では図面が煩雑になるので、軽微な損傷の中でも損傷が部分的なものについては、立面図上では橙色の枠線のみで表現しています。資料 2 - 26 と 2 - 27 の立面図が、昨年度に作成したものです。昨年 3 月 20 日の石垣部会において、重大な損傷のある石について、周辺の石とのあたり方や石垣で見たときの荷重のかかり方等、もう一度確認するようにご指導いただきました。その内容を判定に反映させて、再度立面図を作成しています。</p> <p>資料 2 - 28、2 - 29 については、指導をいただいたあとに判定し、解体石について青い枠線で囲っています。資料 2 - 30、2 - 31 が、改めて作成した立面図です。今後、ご指導を仰ぐこととなりますが、現在までに作成した立面図については以上となります。</p>
事務局	<p>逆石の安定性評価実験、および石材再利用判定結果について、現時点での検討結果をご報告しました。ご意見などがありましたら、よろしくお願ひします。</p>
宮武構成員	<p>今回のこの 2 つの報告が、今後審議の対象として、実際に施工計画を作っていくうえで、これが踏み台になってくると思います。その前にもう 1 回、ルールというか、自覚を共有しておきたいのが、逆石の理解です。不安定要素がある、これは見方を変えれば、野面積みよりも切り石のほうが安定しているのは当たり前なんです。不安定だから差し替えましょう、とは当然にはならないです。今ご報告にあった石材の損傷の資料との間に、資料 2 - 25 の石材再利用判定フローが挟まっているので、どっちに帰属するのか悩みながら見ていたんですけど。これは逆石には帰属してはならない考えです。壊れているものではなくて、形状が 400 年前、300 年前のものそのままである。不安定だと考えるのは、我々が不安定として考えているわけで、文化財としては、これもありませんよ。そのスタートに立ったときに、一番ダメージのない方法。不安定要素というものを、これも実際できてしまった以上は、400 年前の石工は悩みながら、負傷石材でこれだけの高さを造った構成要素のひとつなんです。いろいろな工学的な、耐久力というものを実験してやった結果、通常よりも半分くらい弱いというのは、わかっているんですよ。当時の石工さんたちは、だから差し替えましょう、ではないんです。それを丸のみで、400 年前の石工さんは使っているわけです。では、どうするか、という考え方で持っていつてもらいたい。アンカーを打ち込んだケースというのは、そのままの状況のものにプラスアルファで新しく、この段階で破壊行為を行ってしまうんだ、という自覚の中で、やっていかなければ</p>

	<p>ば難しい。3つ案として、前から押さえるというのは、他の例でもありますと言われましたが、他の例はそこを踏まえたから選択したんです。安定させるという目的のほかに、不安定だという逆石を壊さないために選んだんです。そこをもう1回、バランスで考えていただきたいです。</p> <p>先に用意していただいた資料の立面図の中で、逆石というのは、どこになるか表示はわかりますか。これは色分けで見える？それはさすがに表示はしていませんか。</p>
事務局	色分けはしていません。
宮武構成員	これは何とかしなければいけない、不安定要素として把握されている逆石は、いくつくらい考えられていますか。今のところ。何個くらいありますか。
事務局	8石です。
宮武構成員	8石。位置的にはどこですか。全部下ですか。それとも上のほうですか。
事務局	上のほうにも、あることはありますが、1カ所に集中的にあるわけではないので。下のほうが、かなり並んで。
宮武構成員	どのあたりですか。
事務局	東面の、右下のこのあたりです。
宮武構成員	ここに集中しているってことですか。
事務局	はい。
宮武構成員	<p>これは別の要因で検討が必要ですね。通常、同じ場所に並ぶことはないのです。これが中腹の位置や高い位置でダメージを持っていると、前から押さえるという案は、非現実的になってしまいます。とてもじゃないけど、高さ8mくらいの盛土を前に飛ばすことになるので。そこは、それで別に問題が発生するわけですが、少なくとも、下なんです。であれば、前から押さえるという方法も現実的にはあり得るわけです。検討しなければいけません。不安定な状況であることは間違いないですが、実はそれも特別史跡を構成している要素なんだ、というものに立ったうえで、取り扱いの選択を考えていってもらいたいと思います。</p> <p>資料をこういうふうに整理していただくと、非常に議論がしやすいので、良い資料が出てきたと思うんですけども。確認ですが、前回に現場で見たより上にくる石、横にくる石の形状、特徴であわせて、安定性がとれるかどうか、もう1回再検証してもらいましたが、もともとその作業する前から黄色というのが、重大な損傷だった。検証をした結果、判定をし直して、資料の28と29に反映されているの</p>

	<p>は、青く太い線で囲んだのが判定結果として、替えなければいけない、そういうものですか。色が一緒ですよね。同じ色になっているので。</p>
事務局	<p>黄色の石が、判定を変えなければいけなくなった石です。資料2-30と31が、色を変えたあとの図です。</p>
宮武構成員	<p>検証する前、検証する必要があるもの、それにあわせてもう1回差し替えたもの、3段階あるということですね。わかりました。</p> <p>一つひとつ示された状況で高さ、位置、前後のデザイン、勾配とあわせた状態で最終的に決定していった、設計に反映していくという手順は、正しいと思います。</p> <p>ただ、部会場でかなり踏み込んでやらなければいけないのは、隅角部。角石と隅分石が、その判定の結果では、石材単体ではたいしたダメージはないだろうと思われていましたが、実際みた組み合わせを考えると、まずいのではないかと。というものがでてきたことは、個別にこの場で検討しなければいけないと思います。</p> <p>検証としては進んでいるな、という印象でした。</p>
北垣座長	<p>今のお話で、逆石ということについても、やはり文化財なんですよ。そういう中で、構造的な解析は大切なことです。例えば今のようなお話でひとつ言うと、はばき石というのは、もともと石垣が壊れそうになって、それを前面から押しえつけているという伝統工法です。そういうことを考えていくと、伝統技術でできあがった石垣というのは、不安定に見えるけど、それを補いながらの歴史で、今日まできているというところを十分考えながら見ていく必要があるかと思えます。</p>
宮武構成員	<p>ちなみに、同じように熊本城の修復検討会議でも、これが問題になりました。逆石を替えたいと。もう一度震度7がきたら、もつのかという議論から。でもやっぱり特別史跡の中で存在してきたものである以上は、これは優先的に守っていこうという結論で動いています。実際には、現場はびくびくしていますよ。出てきたらどうしようか、というようなことで。だけど方針としては、そういう方針に立たないと、ということですね。そこはほかの城でも同じですからね。</p>
調査研究センター所長	<p>報告ですよ。意見を言っはいけないですよ。報告ですから。</p>
北垣座長	<p>だから、最小限のことを言っているわけですよ。報告ですから。時間がないですからね。</p>
調査研究センター所長	<p>逆石は、円弧滑りの原因だと言われていますよね。先生も、尾張藩の手抜き工事であるということ、前回言われていました。そういうものがあつたから、石垣が崩れたのではないですか。そういうことも考えてもらわないと。</p>
宮武構成員	<p>一方で、先ほど確認したように、どの石がによっては、</p>

調査研究センター所長	内容は次回でもいいんですけど。
宮武構成員	それを探す方法があるから、安易にそちらに走らないでください、って言っているんです。場所によっては、別の方法で代えられる可能性がありますから。
調査研究センター所長	それは、別の機会に議論をお願いします。我々としても、言いたいことはいっぱいありますから。
事務局	よろしかったですか。2つ目の報告は以上とします。 続いて、議事に移ります。ここからの進行は、座長に一任します。 北垣座長、よろしくお願いします。
	6 議事 (1) 特別史跡名古屋城跡における遺構のき損事故再発防止対策について
北垣座長	本日の議事、2つあります。まず1点目、特別史跡名古屋城跡における遺構のき損事故再発防止対策について、ご説明をお願いします。
事務局	資料3をご覧ください。なるべく要点の説明に努めていきますが、全体をご説明するので、若干長くなるかもしれませんがご了承ください。 資料については、3月31日に開催された第30回全体整備検討会議において、中間案をご提示しました。そこでいただいた意見をふまえるかたちで、素案としてまとめたものです。 資料3-3をご覧ください。はじめに、この度、国民の貴重な財産である特別史跡の遺構をき損してしまったことを、改めて、深くお詫び申し上げます。今回のき損事故は、特別史跡の管理団体として、すべてが甘いと判断されても致し方ない、全国でも類をみない事態だと考えています。二度とこのようなことが起きないように、今回の事故原因、究明を徹底的に行い、これに基づく再発防止対策を策定するとともに、周知徹底し、一から出直す覚悟で、全力で取り組んでいます。 資料3-4をご覧ください。ここから3-8ページにわたり、発生したき損の状況、計画段階からの経緯、事故発生から本日までの経緯、状況写真の順に記載しました。資料3-4にある状況の中の記載ですが、3月20日時点で、こちらの部会にご報告したときには、この石列について東石と思われる、と記載していましたが、その後の検討で東石ではなく礎石だろうと推測されていることから、そのように訂正をしました。 資料3-9をご覧ください。事故当時の関係者の所在位置について、図にお示しました。き損が生じた当時、桃色で表している監督員は、執務室で事務作業を行っていました。緑色で表している2人の学芸員については、工事エリア内でき損が生じた場所とは別の場所で、記録などの作業を行っていました。掘削していた箇所からは、死

角になる位置であったことが判明しています。

資料 3 - 10 に、今回の工事の現状変更許可通知書をお示ししました。通知書の中ほどに、許可条件が記載されています。施工に際しては、名古屋市文化財担当部局職員（埋蔵文化財担当）の立ち会いを求め、とされてきました。

続いて、資料 3 - 11 から 3 - 17 までにわたり、今回のき損事故につながった問題点と、その原因について、名古屋城総合事務所と教育委員会事務局文化財保護室が、それぞれの立場から行った検証、分析を記載しました。この表の中からポイントとなる部分を 7 つに整理し、資料 3 - 17 にお示ししたので、こちらでご説明します。資料 3 - 17 の中ほどからです。原因の 1 つ目は整備に先立ち行った試掘調査が、遺構の状態を確認するには、必ずしも十分とは言えなかったことです。現地調査については、平成 24 年に今回の六番御蔵の南側で試掘を行い、石列を確認しています。これに対して北側については、平成 30 年度に試掘を行いましたが、石列の確認はできず、近世の包含層の深さを把握するにとどまりました。本来であれば、ここでさらに詳細な調査を行うべきであったところと考えますが、それを行わず設計段階へ進んでしまいました。

原因の 2 つ目は、掘削を行わないように設計すべきところを掘削し、その深さの設定が適切ではなかったことです。掘削の深さを設定するのにあたり、南側は石列の高さ、北側は包含層の高さという異質のものを参考にして、これらを線で結び、南から北に向かって順次深くなっていくように設定をしています。しかしながら実際の石列は、ほぼ水平に存在していたことから、北に掘り進むにつれて掘削面と遺構面が重なる結果になってしまいました。

3 つ目は、立ち会いの必要性に対する認識が甘かったことです。現状変更許可申請に際し、私どもとしては立ち会いが必要な場所を記載し、これに対して許可を受けたことから、整備担当としては、その箇所のみが立ち会い箇所であるという、誤った認識をしていました。実際の許可条件は、資料 3 - 10 でご覧いただいたように、施工に際しては、ということで、すべての施工に対して立ち会いを求められていました。

4 つ目は、今お話しした、私どもの誤った認識に対し、組織的に、その認識は違うのではないかと、というエラーチェック機能が働かなかったことです。

5 つ目として、資料 3 - 18 をご覧ください。整備担当と学芸員の双方が、当日の掘削に関して作業内容を十分に把握できていませんでした。

6 つ目は、特別史跡内工事であり、さらに直下の、比較的浅い位置に遺構の存在が、試掘により確認されていたにも関わらず、それについて請負業者に適切な情報提供や指示を怠っていました。

最後の 7 つ目ですが、ここまでの一連の整備事業の流れの中で、有識者の方々にお諮りするといったチェックが不十分でありました。

問題点として 7 点お話ししましたが、さらにこれらを参考に大きく 5 つの視点にまとめたものを、資料 3 - 18 の下段にお示ししています。史跡保存に対する基本的な考え方。共有が十分ではなく、それぞ

れ組織、個人が独自の判断をしていた。組織間の意思疎通や役割分担が甘かった。事業の各段階でチェック機能が適切に果たされなかった。現場において、工事監督や立ち会いが徹底されていなかった。特別史跡の管理の重要性に対する認識が甘かったことや、知識や経験の向上についての取り組みが十分ではなかったことです。これらの原因が、各段階で積み重なったことで、今回のような重大な事態を招くこととなってしまいました。今後はあらゆる段階で、起こり得るミス未然に防ぐための仕組みを講じ、再発防止を徹底していきます。

資料 3 - 20 より再発防止対策をお示ししています。冒頭に対策の基本原則をお示しました。私たちは、国民の貴重な財産である特別史跡を、国からの信頼に基づき管理していることを深く自覚し、特別史跡の適切かつ厳格な保存を最優先にして、くれぐれも慎重な整備・活用を図っています。ここから先の対策は、先ほどお話した 5 点の原因と対応するように、大きく 5 つにまとめました。(1) は史跡の保存のための基本的な考え方の徹底と共有です。史跡の保存に影響をおよぼす可能性がある行為、計画に際しても、基本的な考え方、取るべき手続きについて、年度当初に名古屋城総合事務所職員全体に対して研修を行い、これらにそった工事等の事業の計画・立案がなされるための意識付けを行っていきます。留意事項として、掘削の必要性について特に慎重に検討することを盛り込んでいます。

資料 3 - 21 をご覧ください。(2)は組織間の意思疎通と役割分担の明確化です。設計段階から工事施工段階に至るまで、各段階において、打ち合わせの場を必ず設け、確実な意思疎通を行う機会を確保していきます。留意事項には、設計、現状変更許可申請、工事施工などの各段階で、具体的なやり方について明確にしました。

資料 3 - 22 をご覧ください。(3) が、各段階におけるチェック機能の強化です。現状変更許可申請の提出時には、名古屋城調査研究センターが一元的に集約したうえで、その妥当性について、関係する部署により検討していきたいと考えています。留意事項として、許可通知を受けたら文化財保護室により許可条件について面談を実施します。加えて、有識者会議においても適切な時期に、より専門的な観点からご指導、ご助言をいただきたいと考えています。

資料 3 - 24 をご覧ください。(4) は、工事現場で工事監督および立ち会いを適切に行うための統一的な手順の徹底です。工事の施工段階になりましたら、工事監督および学芸員による立ち会いについて確実に実施するよう、周知徹底を図っていきます。留意事項として、請負業者に対しても、遺構の保存への影響が少しでも懸念する状況があった場合には、ただちに作業を中止し、学芸員の判断を仰ぐことを伝えるなどを、今後は徹底していきます。

最後に資料 3 - 25 をご覧ください。(5) として、特別史跡を適切に管理するための、今後継続的に取り組む対策についてお示ししています。ひとつは、職員に対して、特別史跡に対する意識の改革と能力向上を行っていきます。経験の浅い職員を中心に、特別史跡名古屋城についての研修や、文化財保護法についての研修を実施していきたいと考えています。学芸員の能力、経験の向上についても、十分な役割が果たせるよう取り組んでいきます。さらに、事業執行体制の強化や外部監査制度の導入についても、特別史跡を適切に保存し、活用

	<p>を図っていくために、今後検討していきます。</p> <p>資料 3 - 27 をご覧ください。き損の状態と今後の修復方針です。今回のき損により、六番御蔵の東側の基礎部分に存在していた石列が 66 個外されていました。原位置、あるいは原位置近くに遺されていることが確認できる石材は、32 個です。これらを含め、き損部の詳細については、資料 1 でご報告したとおりです。今後は考古学、建造物分野の先生方に適切にご相談させていただきながら、別途修復方針を検討していきます。</p> <p>資料 3 - 28 では、まとめとして、私どもの認識の甘さや正確な情報伝達の不足、チェック機能が働かなかったことなどが、一連の各段階において複雑に絡みあい、今回のような重大な事故を発生させてしまったと考えています。今後、名古屋城において文化財の保存活用、イベントなどを引き続き実施する場合には、この再発防止策を徹底し、二度とこのような事故を引き起こさないよう努めていきます。</p> <p>最後に資料 3 - 29 として、フローチャートを 1 枚添付しました。今まで述べた再発防止策の内容、必要となるチェック項目について、各段階ごとに並び書いたものです。よりわかりやすいものとして、再発防止策の実効性を高めるために別途作成をしました。</p>
北垣座長	<p>報告の中で、特別史跡名古屋城跡における遺跡のき損地点等の現地調査について、という前文をふまえて、再発防止対策全体について、総合事務所としてこれからそれをどう具現化していくか、という対策まで踏み込まれた発言ではなかったかと思えます。各委員の方々に、ご意見等をいただきたいと思えます。どうぞ、よろしくお願ひします。</p>
宮武構成員	<p>今初めて気づいたことがあります。もしかしたら、私だけが気づいてなかったのかもしれないですけど。赤羽先生に確認しなかったんですけど。前から、この事故が起きてから、計画説明を聞いて、よくわからない点がありました。資料の 3 に出ている経緯の中で、全体整備検討会議にこれだけ諮っているんですね。ところが、今日の午前中の会合でも、全体整備検討委員会の中では、それほど諮られて、ディスカッションされて、報告されている記憶がないと。一覧表を見ると、頻繁に検討しているわけですが。そこで気付いたのが、流れの中で、まん中の平成 31 年 3 月、ここから蔵跡位置確認のための試掘調査と、突然入りますよね。この計画は平成 23 年度から始まっています。7 年経ってから、いきなり蔵跡の位置調査をされるということで、気づいたんですが。今回の事故というのは、総合事務所さんが、蔵跡の遺構を表示して修景するという計画から始まっていなくて、あくまでも最初の西之丸に展示収蔵施設を造るという、開発行為ですね、一種の。これの計画から始まっていて、それに関しては親委員会に諮ってきた。途中から、どうやら六番御蔵も含めて遺構がありそうだ、という議論が変わって、7 年経過したあとに発掘したら、やっぱりあった。これを前面に出して、どういうふうに修景して守っていくか、という議論がそこから抜けた。こういう経緯ではないですか？ どうなんでしょうか。</p>

赤羽副座長	<p>平成 24 年 12 月に試掘調査を行いました。私は、そのとき全体整備検討会議の委員のひとりでしたので、埋蔵文化財を担当しているということで、24 年の試掘調査では立ち会いをしました。今から思うと、自分自身も後悔することがあり、現状把握をしっかりとしていなかったということ、自分自身悔いています。その段階ではまだ、今日話題になっているような六番御蔵、五番御蔵を含めた西之丸の整備についての話題は、論議されなかったというように認識をしています。あくまでも展示館をどういうふうに造るかというところで、その地下遺構を探っていたということです。今言われたように、今日のような六番御蔵、五番御蔵の表面検知といいますか、そういうことが当初からなされて、話題になってきたわけではないというのは、確かにそのとおり、と言うしかありませんね。</p>
宮武構成員	<p>結局、それが原因だったと、初めて気づいたんです。不思議なウンゴールだなんて、前から思っていたんですよ。全国で、こういう遺構の修景表示という事業を山のようにやってきていて、どうしてこういうミスが起きたのだろうと。システムだけの問題ではなくて、何かあるのではないかと思っていました。スタートのときには、これが眼中になかったということですね。みなさん、その場では担当としていなかったでしょうから、推理になりますが。だから途中で、遺構が現存していて、これは無視できないから修景しないといけないという条件が、平成 31 年くらいに出てきた。後追いで遺構表示が入ったので、今回みたいなことになっているのかな、って初めて気づいたんです。</p> <p>システムより前に、特別史跡の中で何かを造ろうと思ったら、下から必ず何かでます。これを第一に守らなければいけませんよ、っていうことにたっていなかった。この平成 23 年の計画当時は、システムよりも、職員さんが慣れている、慣れていないよりも、原因的にはその認識を共有して、もう 1 回確認することが重要なのではないですか。展示施設を造るといいうのを安易にだして、その計画だけを全体整備検討会議に諮っていて、肝心要の特別史跡を構成している遺構の存在についての意識は、当時はなかったものだから。中途半端になってしまった。どうでしょうか。</p> <p>そうすると、最初、確認ですよ。必要なのは、絶対これからは、何をやるにしたって、特別史跡の中、遺構がでる、でないよりも、地べたでも、土ひとつでも、これは特別史跡なんだという意識にたって、というところからが、実は重要なかもしれない。今、初めてそのことに気づきました。</p>
北垣座長	<p>非常に大事なきっかけといいますか。報告を見せてもらいましたが、これからも、どう進めていくかということについては、調査研究センターの役割が非常に重視されますけども。今、宮武先生がお話されたあたり、これから進めていく際の原点という位置づけで、やっていいのかどうか。そのあたりについても、ご意見があれば、さらにお願いしたいと思います。</p>
赤羽構成員	<p>今のお話と少しずれるかもしれませんが、先ほどのご説明の中で資料 3 - 10 で、文化庁からの許可通知書がでています。その中ほど</p>

	<p>に、施工に際しては、名古屋市文化財担当部局職員（埋蔵文化財担当）の立ち会いを求めること、と書いてあります。資料 3-29 のフローチャートで、工事施工・監督、立ち会いのところの備考欄に、日々の立ち会いは調査研究センターの学芸員、作業工程上の節目には文化財保護室学芸員が立ち会うこととし、文化財保護室学芸員の立ち会い日程はあらかじめ決めておく、と書いてあります。作業工程上の節目というのを、どういうふうに理解されているのかわかりませんが。一般的には、調査研究センターの学芸員が立ち会いを行い、何か異なるときには文化財保護室の学芸員がなっていますが、それでいいのかどうかですね。こういうことが、文化庁としてはわかりました、と。普段は調査研究センターの学芸員が、名古屋城の学芸員が行って、何か特別な場合には、名古屋市の文化財保護室の学芸員が立ち会うということで、いいですよ、と文化庁は言われているのですか。フローチャートには、そういうふうに書かれていますけども。そういう認識を、文化庁はOK されているのでしょうか。</p>
文化財保護室	<p>立ち会い条件をいただくに際して、申請書に対して、教育委員会として副申を付けているわけですけども。その中で、文化財保護室の職員が立ち会うという記載をしています。それをふまえて文化庁からは、許可をいただいています。現実には、これまでの運用としては、フローチャートに書いてあるように日々の立ち会いについては、日頃から名古屋城に常駐をして、現場を熟知している調査研究センターの学芸員が立ち会いをします。節目節目のところで、我々も現場に向き、きちんと申請書とおりの施工が行われているか確認しています。その旨を正確に紙面などで文化庁にお示しをして、許可を受けるということで、今後は進めていきたいと考えています。文化庁と調整をしながら、こういった素案になっています。</p>
赤羽副座長	<p>これは結論ではなくて、そうしたいという段階ですか？文化庁には、こうしたいという説明をしているわけではないということでしょうか。</p>
文化財保護室	<p>もちろん、こういったかたちでやりたいということで、こういう案でまとめていくということで、ご相談をしながら素案としてまとめてきたものです。</p>
宮武構成員	<p>以前はどうやっていたか、という確認が必要ですけど。副申を付ける前に、外部相談のときに、これダメだから、もう1回差し替えてと言ったじゃないですか。どれくらい今まで文化財保護室が、実績のチェックにあたっていたかということなんですよ。</p>
文化財保護室	<p>現実には、申請がでてくる前段階のところで調整をしながら、これはもう少し足りないところがあるので、こうしたほうがいいよというかたちで、チェックしていることはあります。現実にはでてきたものを却下するというのは、そういったことをしているのは、記憶にありません。</p>

宮武構成員	言い方を替えれば、その必要がないくらい、以前から一緒に議論をしていたという解釈なのか。それとも、あまり議論していなかったのか。どっちなのでしょうね。
文化財保護室	できる限り一緒になって、しっかりチェックしながら検討してきてはいるんですけども。どうしても、そのための協議の時間が十分にとれずに、結果としてチェックがおろそかになったという事例はあったと思います。今回もそういったことが、き損事故の背景にあったと思います。
宮武構成員	そこでなんです。フローチャートの上から2番目の設計と許可申請と、2段階に分けている。チェック体制の部分では、設計の段階で、文化財保護室はできていないです。これでいくと、いきなり次の副申になってしまう。今の説明と違うんですよ。
文化財保護室	設計の段階でも、設計内容の確認は、打ち合わせのときに行います。
宮武構成員	こっち側の打ち合わせが、なるほど、わかりました。
文化財保護室	その部分からのチェックが大変重要なことだと、先生のご指摘どおりだと思っています。
宮武構成員	それだと、副申を付けることの矛盾はなくなります。 ちなみに、今言ってもしかたないですけど。室長さんをご存知ないと思いますが、平成23年度の外構工事に関する計画では、いつくらいからでてくるのですか。文化財保護室としては、相談として、この会議に、全体整備検討会議には、必ずでてくるようになった。
文化財保護室	すいません。私にくる数年前のことなので、この時期の状況がどうだったかはお答えできません。
宮武構成員	今、無茶ぶりをしましたからね。事件が起きてから、そちらの室内でもひっくり返して、いつくらいから関わっているか、見ているかなと思ったものですから。不思議な感じがしますね。最初から、一般研究開発でも、施工計画がでてきた段階から入っていかないといけないんだけど。埋蔵文化財の国宝にあたる、特別史跡の中で行う開発行為については、それがスルーされていた。そもそも、そこからの原因なのではないのか。総合事務所も埋蔵物を意識していなかったということが、スタートとして、そこが問題なのだと思います。 どこから関与されて、この計画は、どの段階まで把握されていたのかが、不思議でした。通常であれば、遺構があるかもしれないから、ちょっと待って、と簡単なことができるじゃないですか。それがなかったということですよ。 フローチャートから見ると完璧です。これは、赤羽先生が言われたとおり、守れるかどうかです。現に、当たり前のことが書かれています。このフローチャートは、珍しいことを書いているわけではなくつ

	<p>て、普通の文化財対応のことです。それが、できなかったわけです、今回。守れるか、どうかという話になってくるので。その検証が、必要かもしれません。</p>
文化財保護室	<p>過去にさかのぼったときに、以前どうだったのかというところが、ご説明できないところがあります。今、当たり前のことだと言われたところが、きちんと担保されるということが、再発防止の基本だと思えます。そこをしっかりと精査して、再発防止対策を整理したいと思います。</p>
北垣座長	<p>今の再発防止対策について、表題の趣旨をかなり明確に、具体的にだされていると思います。宮武先生がご指摘のように、最後はこれが守れるかどうか。この案全体としては、非常に実行性を高めていくための、それぞれの具体的な処方箋に近いあたりでだされているように思います。今日は、方針を確定するまでに、もう一度そのあたりの整理ということも非常に大事なことです。これまで、そういった経験が乏しければ乏しいだけ、本当に実行性高めるために、具体的なあたりでやるか。組織全体として、特別史跡に対して、それぞれがやらなければならないと。それもここに書かれています。</p> <p>この素案について、今日は素案ということで、中間報告ということで終わらせて、次回、素案の最終的なものをだしていただくということで、いかがでしょうか。調整をしていただいて。</p>
赤羽副座長	<p>この素案については、来週の全体整備検討会議に、石垣・埋蔵文化財部会に諮り、了解をもらったということで、ご報告されるつもりでしょうか。</p>
所長	<p>私どもの腹積もりとしては、今日の部会でご意見をいただき、修正すべきところがあれば、修正したあたりで、来週に予定している全体整備検討会議で再度お諮りします。そこで了解を得られたら、文化庁へ提出していきたいと考えていました。</p>
赤羽副座長	<p>であれば、1点だけ。資料3-27の、5. き損の状態と今後の修復方針は、ないほうがいいのかと思います。再発防止対策としては、この部分が推測等も含まれています。これからどうするかという、き損の状況を、どういうふう的现状を回復するかということに踏み込んだ印象なので、再発防止という趣旨とは異なっていると思います。石列の性格についても、御蔵の基礎のものかというのを、これから調査していかないとわからないことです。5番のき損の状況と今後の修復方針の部分は、再発防止対策の素案としては不適當ではないかと思えます。</p>
宮武構成員	<p>同じことを言わせてもらおうと思っていました。このページは、部会のマターではないです。修復検討会議のマターです。修復検討会議というのは、全体整備検討会議に、直接ぶら下がっている組織です。だから部会で報告してはダメです。午前中の行った有識者による検討会議を受けて、事務局から親委員会へ報告しないといけないこと</p>

	<p>です。部会で行うのは、再発防止のための制度設計です。完全に分けないとおかしいです。</p> <p>またフローチャートの話ですが、できるか、できないかわからないですが、これから全体整備検討会議も、市も、県も、文化庁も考えていく方針として、調査研究センターに一元されるということをいったん見直してほしいんです。言い方を変えれば、第三者のチェックがなくなるんですよ。ほかの事例を考えていると、開発行為が特別史跡内の中で実際に行われているケースで、それに対応しているかたちはどうだったか、経験上で考えてみると、ほかは県があるんですよ。ないものねだりを承知で言いますが、試掘調査や文化財としての手立てが、きちんとできるかどうかというのは、第三者がトレンチを入れて、第三者が判定をしてくれる。ある意味、外部組織みたいなかたちでチェックが入っているわけです。その判定をするほうも、全部同じ屋根の下の仲間同士のシステムとなっています。政令指定都市だから、仕方がないです。第三者的なチェックがないまま、フローもゆるゆるになってしまって、これくらいならいいだろう、という話になりかねない。同じ屋根の下の事業ですから、これ、なんとかならないのかなと思います。ほかの有名な特別史跡というのは、通常は、開発行為がでた場合には、県がトレンチの立ち会いをやったり、地元市町村教育委員会、文化財保護室が調査をして、それを、ということなんです。このままいって大丈夫かな、というのが正直あります。</p> <p>名古屋市さんの場合は、今の組織的な特徴を含めて、何ができるかを議論されたほうがいいのかと思います。本当の再発防止のために。できるか、どうかは、また別として。</p>
北垣座長	<p>もともとここで決定するというものではなくて。親委員会で、きちんと整理していただく。そのための、今検討している段階ですね。もう一度、今の論点を整理されて、それをまとめて親委員会へ提示していただく。そういう話ですね。</p> <p>そうすると、赤羽先生が言われるように、資料 3-27 の取り扱いの問題等とあわせて検討していただく。我々としては、そういうことが、検討させてもらえたというか。ここで結論をだすことは、考えてみたらおかしな話で。結論は、この部会でやることではないです。</p>
宮武構成員	制度的なものは。
北垣座長	<p>そうですね。制度的なものを検討させてもらう、ということで臨んでいますからね。</p> <p>赤羽先生いかがですか。</p>
赤羽副座長	はい。
北垣座長	(1) の議題は、これで終わらせていただいて、(2) 名古屋城天守閣整備事業にかかる「新たな工程」の案について、ご説明をお願いします。
	(2) 名古屋城天守閣整備事業にかかる「新たな工程」の案について

<p>事務局</p>	<p>昨年 8 月の竣工時期延期公表以降、工程の見直しに際し、天守閣木造復元が実現可能なものとなる手順、工程に重きをおいて文化庁、石垣部会、天守閣部会、竹中工務店と、個別にご相談してきました。昨年度末の 3 月 31 日に、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議に、新たな工程の素案としてお諮りしました。全体整備検討会議では、関係する部会でさらにご議論をいただくようご指導を受けました。本市の考え方に誤りがないかどうか、ご意見をいただきたいと思ひます。</p> <p>資料 4-1 をご覧ください。現天守閣解体と、天守閣木造復元の現状変更許可を一体で取得するイメージです。イメージ図には、全体の流れを大きく発掘調査等、現天守閣解体、穴蔵石垣の調査等、天守閣木造復元の 4 つに分けています。</p> <p>まず現天守閣解体についてです。昨年 7 月に現状変更許可申請を提出しましたが、現在申請内容に対して、文化庁より指摘事項が示されるとともに、追加情報が求められています。次に発掘調査等については、昨年度、内堀の発掘調査等を行いました。引き続き必要な調査として、現場の遺構発掘調査、内堀の追加発掘調査等を進めていきたいと考えています。内堀、御深井丸の発掘調査等の調査結果については、現天守閣解体の現状変更許可申請に対して求められている追加情報として提出します。次に、天守閣木造復元ですが、文化庁より現天守閣解体は、天守閣木造復元と一体で審議されるべきとの、ご指摘をいただいています。復元計画について、改めて説明することが求められており、現在天守閣木造復元の基本構想、精査、補強、その中で基礎構造について検討しているところです。次に、穴蔵石垣の調査等についてです。基礎構造の検討にあたっては、穴蔵石垣に遺構が遺っていることを前提にするよう助言をいただいています。この試掘調査で、石等遺構等の残存状況を確認するなど、必要な情報を得て、基礎構造の検討に際して遺構を確実に保護するよう、計画に反映させます。さらに穴蔵石垣を適切に保存、修復していくための基礎データとし、現天守閣解体における石垣への影響を検討するためにも、活用していきたいと考えています。</p> <p>これらの追加情報について、文化審議会にてご審議いただき、一定の理解を得ることができれば、文化庁において復元検討委員会にお諮りしていただける状況が整うと考えています。復元検討委員会を経て、解体の復元の現状変更許可申請を一体で申請し、許可がおりた後に、外部エレベーターの解体から着手するとともに、穴蔵石垣の本格的な発掘調査に着手していきたいと考えています。穴蔵石垣の発掘調査で得られた結果を反映し、基礎構造の見直しなど、必要に応じて現状変更許可申請などの申請を行っていきます。変更許可が得られた後に、復元工事の着手へと移っていきます。</p> <p>次に、資料 4-2 をご覧ください。名古屋城天守閣整備事業にかかる「新たな工程」の案について、ご説明します。先ほどのイメージ図を基に、必要となる期間を設定し、時系列に配置したものです。この新たな工程の案については、基本的な方針として、天守閣木造復元が実現可能な手順、工程とする。石垣と遺構の調査、保全については、全力をあげて取り組む。現天守閣解体と天守閣木造復元を一体として、現状変更許可を取得する。復元工事の期間については、基本的に</p>
------------	--

	<p>変更しない。工程の見直しについては、全体整備検討会議に諮り、その後石垣・埋蔵文化財部会、天守閣部会に諮った後、再度、全体整備検討会議に諮って、確定する。この5つを、基本的な方針に掲げています。</p> <p>下の年表形式では、現状変更許可に関する手続き、地元有識者会議、石垣等遺構保全、木造天守閣復元の4つに分けて、手順と工程をお示ししています。3月31日に開催した全体整備検討会議でお示した時点と同じかたちでしていますが、全体整備検討会議開催後、コロナウィルス感染症対策として緊急事態宣言が発令されたことから、その間有識者会議を開催することができませんでした。この工程でお示する、今年度当初の部分にいたっては、約2カ月の遅れが生じています。さらにこの工程の中では、破線で表示している石垣等の追加調査や、今後策定する石垣の保存方針に基づき行う応急的な処置の期間、現状変更許可の手続きに要する期間など、現時点において不確定な要素が入っています。今後、不足の事態が発生することも含めて、工程については延びることもあれば縮むこともあると考えています。</p> <p>それでは中身をご説明します。まずは木造天守閣復元工事に伴う、石垣と遺構への影響を検討するための調査を行います。先ほどイメージ図で示した追加情報をとりまとめ、文化審議会にお諮りいただけるよう準備をしていきます。現天守閣解体の現状変更許可申請に対する追加情報を文化庁へ提出し、文化審議会でご審議していただく中で、天守閣木造復元についてご了解いただければ、復元検討委員会に移っていけるのではないかと考えています。復元検討委員会に要する期間として、約2年半を見込んでいます。解体と復元を一体とした、現状変更許可申請書を文化庁に提出したいと考えています。復元検討委員会における審議と並行して、先生方からご意見を伺いながら石垣と遺構の調査結果等をふまえた石垣保存方針を策定し、方針に基づいて、天守台の石垣をはじめ対面の御深井丸の石垣など、必要な箇所に対して応急的な処置を行うことを考えています。</p> <p>解体と復元を一体とした現状変更許可がおりましたら、建築基準法、消防法等の手続きを経て、工事の段階に進んでいきます。構台、栈橋、素屋根等の仮設工事とともに、天守の地下部分の穴蔵部分を撤去し、本格的な発掘調査を行います。必要に応じて、基礎工事の見直し、現状変更許可の申請等、必要な手続きを経て、復元工事へと進めたいと考えています。</p>
北垣座長	それでは、ご意見をいただきたいと思います。お願いします。
宮武構成員	<p>議事ですから、ここでの承認に基づいて、全体整備検討会議に諮るということですね。石垣・埋蔵文化財部会として、このスケジュールを、うんというか、どうかということですね。議事ですから。</p> <p>このスケジュールの中で伺いたいのが、穴蔵石垣の調査が入っていますが、一番下の現状変更許可がおりた後の、穴蔵石垣の解体発掘調査とあります。穴蔵石垣の解体というのは、具体的にどこをイメージされているのですか。</p>
事務局	現天守閣を解体していくということで、解体自体は、一番上から

	<p>徐々に解体していきます。穴蔵部分が、現天守閣の SRC の鉄骨が入っている柱が、穴蔵部分と接している部分、あるいは穴蔵石垣に食い込んでいる部分があります。その部分については、解体にあわせながら調査をするという、進め方も考えていかなければいけません。その部分については、今後、先生にご相談しながら工法等を決めていかなければいけないんですけど。壊しているときには、その部分について調査をしながら進めていくことが必要だと考えています。</p>
宮武構成員	<p>解体できるか、どうかは、これからですからね。ここが、やっぱりさっきの議論に戻るんですよ。特別史跡で工事をするとき、下の部分を守らなければならないという発想から始まっていなかったから、今回のき損事故を起こしたんですよ。最初から、文化庁への計画で、特別史跡の構成要素を外します、という計算になっているんですよ。調査をするから。調査をするといことは、記録保存ということですから。そこの発想から変えないと、また起こすと言っているんですよ。わかっただけですかね。</p> <p>解体する、ではないんです。できるだけ現状を維持するようなかたちで施工を進めていく、事業を進めていく前提にたつてではないと、どんなフローチャートを作っても守れないわけですよ。ここにでてしまっているんですよ。なんででちゃうんですか。これを文化庁に持って行くんでしょ。</p>
事務局	<p>申し訳ありません。</p>
宮武構成員	<p>おかしいと思わないのですか。いろいろなところで、ほころびがいっぱい見えるんですよ。そこを注意しないと。</p> <p>発掘調査をするということは、2種類あって、あたりまえのことですが。なくなってしまうから詳細な記録をとることと、保全するためにデータをとることの2種類があります。前者は、特別史跡に限ってはないんです。原則として。あくまでも特別史跡で行う調査というのは、記録をとることではなくて、保全するために、データを得るための調査という発想でなければいけないので。これですと、最初から解体しますと、そのための発掘調査が計画されています、と謳っているんですよ。さっきまでやっていたフローチャートと一緒に持って行って、これやります、と言っても矛盾がでてしまうので。凸凹は、やっぱりならすようにしないと。</p> <p>発掘調査等の一番左側の、今やっている地盤の調査や石垣の安定策で、保全方針を策定して、こういうことをしないと安定しませんよ、ということを復元検討委員会にだすと。こういう考え方は、自然だと思えます。それに基づいて初めて、現状変更許可というのがおきるわけです。そこが気になりました。</p>
事務局	<p>説明足らずで、申し訳ありません。基礎構造検討と青色で書いています。設計を請け負っていただいている竹中工務店と名古屋市で検討している段階です。その基礎構造の検討において、石垣に影響を与えない工法を考えていかなければならないという立ち位置にたつて、基礎構造を検討するということです。そのうえで、解体できるかどうか。解体することによる石垣への影響もふまえながら、そこを解</p>

	<p>体したうえでやるということをしてはいけないのではないかと、ということも含めて検討を進めているところです。そういったところからスタートしていく。それで、もしできた場合というのが、当然あると思います。現在、穴蔵の石垣も含めて、その部分を、いかに影響がない方法、影響を与えない方法、いかに保存していくかということにたって検討を進めていくということです。</p>
北垣座長	<p>ほかにありますか。その点について。</p>
西形構成員	<p>工学の立場からですが、このスケジュールの中で、宮武先生からご意見いただきました。天守台石垣の追加調査は、近々に始まる。その結果をふまえて、石垣の保全のための応急対策につながっていきますよ、ということですが。近々に始まる天守台石垣の追加調査の目的と具体的な内容を、ご説明していただけたらと思います。</p>
調査研究センター	<p>追加調査については、その前の石垣の詳細調査と、外観調査の修正を受けて計画しているものです。具体的に想定しているのは、3月の石垣部会でご意見をいただいたレーダー探査を、北面の孕みだし部分について、追加でやりたいと考えています。それに加えて、まだ外観調査の修正が全部の面で、天守台については3月にある程度行いましたが、それ以外の御深井丸側や、影響がありそうなところについては、修正がまだ途中だと認識しています。それを先生方とご相談して、お示ししたうえで、例えば御深井丸側の劣化状況などにあわせて、必要な調査を今後計画していきたいと考えています。今の時点で、具体的に言えるのは、北面のレーダー探査を追加で行う。先生方とご相談しながら、劣化対策を何かする必要があるのではないかと考えています。</p>
調査研究センター所長	<p>穴蔵ですが、昭和29年度の事業で積み直しをしており、その写真ができました。穴蔵って、ストーブなどが燃えるように、一番火があたっているんで、今から想像もつかないくらい劣化しています。石垣は、ほとんど替わっている。穴蔵のほうは、特に灯り窓が2つありますが、そのあたりは全部新しい石に替わっています。</p>
宮武構成員	<p>失礼ながら、この場で大丈夫という結論をするための集まりで、いるわけではないんですよ。私が言っているのは、できる、できない、ということではなくて、それを先に計画にだしたらまずいでしょ、ということを行っているんです。これから議論することであって。先生のご説明はわかりました。だいぶ痛みがひどいというのは、我々も承知しています。承知しているうえで、どうせできるだろうと、いうことで計画にだしたおかげで、今回のき損事故を起こしているわけですよ。それを避けるために、今ここでこういうだし方をしたらまずいでしょ、ということです。</p>
調査研究センター所長	<p>調査をすることがダメということは、どういうことですか。</p>
宮武構成員	<p>調査ではなくて、最初から解体ありきでだすからまずいでしょ、と</p>

	<p>ということです。ボロボロになっているから大丈夫だろうというご意見は、わかります。我々も思っています。</p>
調査研究センター所長	<p>昭和の新しい石だということです。</p>
北垣座長	<p>それは、わかりました。問題は、これは特別史跡です。先生が、一番認識されているはずですけども。まず遺構を保全する。石垣部会は、今日からは石垣・埋蔵文化財部会ですけど。特別史跡としての本質的価値が、石垣にある。これもずっと言っております。それを保全するためには、どういう手立てがあるのか。まず。その中で、建物を造るというお話がでてくるわけですね。その計画案にしても、その計画案が、現在遺っている石垣にうまくのるんですか。まだ、そのところの議論を、ちゃんとしていませんよね。どうですか。できないでしょう。</p>
調査研究センター	<p>穴蔵石垣の解体と書いてあることについては、昭和に手を入れている部分が相当あるだろうという前提にたつて、こういう記述になってしまったというところがあります。そこはまだ議論もしていないし、宮武先生が言われることは理解できますので、このあたりの表記の仕方は、昭和のものをどうするかという問題とは別にして、表記の仕方は検討する必要があると思います。</p>
北垣座長	<p>そういうことで、穴蔵石垣の調査等の項目については、こういうだし方をすると、やっぱりよろしくないです。前提にたつて検討がされていない。その中で、こういうような話になってくれば、そうなるし。そこからは、これからの検討ですよ。こういう書き方は、特に最後は、現状変更許可の下に穴蔵石垣の解体発掘調査とありますが、まだそこまでいっていないのですから。これは、よろしくないですね。まずとってもらって、事前の検討をしないといけないでしょう。服部所長が言われるお話は、今ここでは置いていただく必要があります。</p>
調査研究センター	<p>下から2段目にある濃い赤色の穴蔵石垣試掘調査をさせていただくということ。それから24年あたりにある穴蔵石垣発掘調査で、穴蔵の状況を確認したうえで、下の紫色の保全の、昭和のものであるところは解体するという計画で書いてあります。全面的に解体するという書き方については検討させていただきます。</p>
赤羽副座長	<p>工程表の基本的な方針の最初に、天守閣木造復元が実現可能な手順、工程とする、という表現になっています。その一番のファクターは、地元有識者会議、青い柱と、木造天守閣復元の中の実施修正設計だと思います。今の石垣部会で、この話がでましたけども、石垣については、木造復元をしようがしまいが、石垣の保全が非常に重要なものと考えています。石垣等遺構保全の段で、両方に矢印がついている、石垣保全方針に基づき応急対策を実施と書いてありますが、この応急対策というのはあくまでも木造天守を造るための応急対策だというふうに思います。私たちはそうではなくて、現在の名古屋城の本質的価値を持っている石垣が、しっかり保全されるということが、大</p>

	<p>前提であると考えています。石垣保全に対する紫、保全応急対策を実施する、石垣が非常に危ない状態であるというのは、皆さんご承知のとおりだと思います。それをどう保全するかということを考えていくわけですね。そうすると、工程そのものが、石垣の遺構保全ということと、名古屋城の新たな工程、天守閣の木造復元ということとは、すれ違うというか。言い方が、どういうふうに言ったらいいか、わからないですけども。こういう工程でやっていくということでしょうけども、私どもはあくまでも石垣の保全を大前提に考えてきているので。石垣に関する保全の日程というのを、新たな工程の中に含めること自体に、違和感があります。どういうふうに言ったらいいか、わからなくなってしまうかもしれませんが。</p> <p>もうひとつは、全体の、特に点線で囲ってある柱が多いので、こういう段取りでいくのだろうという、その期間ですか。ボリュームがまったくまだ読めていないというように、見るしかないんですよね。あくまでもこの工程表というのは、工程案にすぎない。これを石垣部会として、どうでしょうかというふうにも問われても、答えようがないという。石垣を保全するということでの工程表ではなくて、木造復元ということが、最後に到達すべき目標として掲げられている工程表である限りは、石垣保全という観点からは、ああそうですか、とは言えないと思います。</p>
北垣座長	<p>新たな工程の色付きのものがでていますが、穴蔵石垣の発掘調査というものが、ここに入っていますけども。これはまだ具体的にでていないでしょう。その中で、穴蔵石垣の発掘調査というものが、点線で書かれていること自体が、先ほどお話したことと、赤羽先生が言われたように、ボリュームがまったく読めていない状態の中での括弧書きなのかなと思います。</p>
宮武構成員	<p>表題は考えたほうがいいと思います。資料の4番。文化庁を交えて議論されるのであれば、現状変更許可を取得する場合の手段ではなくて、事業を進めるための、双方が確認するためのものではないかと。これだと現状変更許可をとるためのものになってしまいますから。表題はちょっと、お考えになったほうがいいかと思います。</p> <p>それでさっきお話したように、最初から石垣解体ありきというスケジュールで、いったん現状変更許可をもらったら何をやってもいいみたいに思えますから。この資料を見ると、いかに許可をとるための、という意識ですから。そこはお考えになられたほうがいいと思います。</p>
所長	<p>さまざまご指摘をいただきました。短い時間の中で、個々の調査の目的など十分にご説明ができなかったところもあります。改めてお時間をいただき、何のための調査か、石垣保全の応急対策に何をやっていくのかなど、詳しくご説明する時間をいただければと思います。</p>
北垣座長	<p>それでは、事務局へお返しします。</p>
事務局	<p>皆さま、ありがとうございました。最後に本日の議事のまとめにつ</p>

	いて、お願いします。
調査研究センター	<p>本日の部会のまとめをさせていただきます。ただ、報告させていただいた(1)のき損地点等の現地調査等については、問題を報告だけさせていただいた状態です。(2)の搦手の報告に関しては、逆石の取り扱いについて、それも含めて特別史跡だよ、ということをご指摘いただきました。今後の検討に活かしていきたいと思います。</p> <p>議事でお諮りしたき損の再発防止対策について、いただいたご意見として、最後に載せた修復の方針については、この対策案に載せるのは適切ではない、とご指摘をいただきました。この取り扱いについては、検討したいと思います。最後の天守閣整備事業にかかる新たな工程案について、穴蔵のところの表記の仕方について、ご意見をいただきました。こちらについては、先ほどの西之丸御蔵にもありましたけども、一度よく精査をし、改めてご説明をしたいと思っています。最後、タイトル等、よく考えてつけるように、ご意見をいただきました。赤羽先生からは、復元と石垣の取り扱いというところで、すれ違いがあるのではないか、というご意見をいただいたと思っています。</p> <p>そのようなまとめにさせていただきたいと思っていますが、よろしいでしょうか。</p>
宮武構成員	フローチャートを、きちんと維持できるようにしてください、といのは大問題ですよ。
研究調査センター	フローチャートを実行性のあるものというか、きちんとやっていくようにという、ご意見をいただきました。そこは心して、行ってきたいと思います。
所長	宮武先生からご指摘いただいた、再発防止対策の中に記載している、最後の修復方針です。ここは、文化庁のほうからも対策の中に書き込んでください、という意向があります。ただ、本部会内で議論することではないというご指摘もあります。ここについては、全体会議に改めて諮るという取り扱いでもよろしいでしょうか。
宮武構成員	あくまでも、壊れた物を復旧するために、検討会議を作って、午前中から行ったわけですから。これは会議を横断して作っているわけですよ。それは、全体整備検討会議から直接おりてきているものですから、ここでの審議ではないんですよ。ここでの審議は、再発を防止するためのフローチャートや制度を決めるということですから。一緒にしてしまうと、議論していることが、ダブルスタンダードになりかねない、ということです。
所長	わかりました。
研究調査センター	議事でお諮りした再発防止対策については、見直しを行ったうえで、全体整備検討会議にお諮りしようと考えています。

事務局	それでは以上をもちまして、本日の石垣・埋蔵文化財部会を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。
-----	---